

IoT・AI等高度技術者育成支援事業業務委託に関する 企画提案募集要領

1 事業の趣旨

県内のIT関連企業の技術者等を対象に、IoTやAI等を利用した最新技術の理解・実装や、IoTやAI等の活用で不可欠となる「協業」プロジェクトの創出・マネジメントができる技術者を育成する講座を開催し、県内のIT産業及び製造業等の産業振興を図る。

2 事業内容

受託者は、以下の事業を実施すること。

「人材育成支援事業」

(1) 対象

県内のIT関連企業に従事している技術者等

(2) 内容

IoT・AI等高度技術者育成講座の開催（各講座5回程度、定員15名程度）

① 次世代IT人材育成講座

IoT・AI等を利用した最新技術を理解、実装できる技術者を育成する。

② 協業プロジェクト創出講座

他社との連携による「協業」をテーマとしたプロジェクトの管理、運営技法を習得することで、マネジメントができる技術者を育成する。

(3) 実施方法

基本的には現地開催とするが、新型コロナウイルスの状況により現地開催が難しい場合はオンラインで開催すること。

3 事業の実施期間

契約の日から令和3年度末（令和4年3月31日）まで

4 委託金額

上限 4,027,000円（消費税および地方消費税額を含む）

5 企画提案書の記載内容

(1) 業務の遂行体制

- ・企画提案者の企業概要
- ・業務遂行責任者の経歴、概要
- ・当日の運営体制

（現地開催及びオンライン開催に必要な運営スタッフの人員や体制を記載）

(2) 業務の全体スケジュール

(3) 具体的な業務提案内容

- ・構成（各講座のテーマやねらいを具体的に記載）
- ・講師
- ・事業効果
- ・事業周知方法

- (4) 過去に受託した事業の実績及び概要
- (5) 全体事業費（実施しようとする事業費の総額及び内訳）

6 企画提案書の提出等

- (1) 提出期限及び提出方法

令和3年6月10日（木曜日）17時までに持参又は郵送すること（必着）。

- (2) 提出書類

以下を**6部（製本1部・写し5部）**ご用意ください

番号	提出書類	備考
1	応募書（様式第1号）	—
2	企画提案書	—
3	誓約書及び役員等名簿 （様式第2号・様式第3号）	—
4	会社等概要書	パンフレット等
5	決算書	直近2期分

※ 3は受託者の範囲（参考：受託者の範囲の(2)）について、鹿児島県警察本部に照会するために使用。ただし、鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合、役員名簿の提出は不要。

- (3) 提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県商工労働水産部

産業立地課新産業創出室IT・スタートアップ支援係

TEL：099-286-2964 FAX：099-286-5578

Eメールアドレス：it-startup@pref.kagoshima.lg.jp

7 企画提案に係るその他の留意事項

- (1) 企画提案書の提出は1社につき1案とする。
- (2) 企画提案書等の規格はA4版で提出すること。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
- (4) 企画提案書等の著作権は当該企画提案者に帰属する。
- (5) 採用された企画提案書等の使用権は鹿児島県に帰属する。
- (6) 企画提案書等の作成に関する経費は企画提案者の負担とする。
- (7) 作成された資料等の著作権及び著作権は鹿児島県に帰属する。

8 受託者の決定方法

- (1) 県は、提出された企画提案について審査を行い、受託者を決定する。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- (3) 受託者決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画提案の一部を変更する場合がある。

9 実績報告書の提出・経費の支払等

(1) 事業報告及び完了検査

契約を締結した事業者は、事業完了後、次の各号の書類を提出し、県の完了検査を受けるものとする。

- ① 実績報告書
- ② 収支報告書
- ③ その他必要書類

(2) 事業費の請求及び支払

完了検査に合格したものに限り契約額の支払を行う。

10 事業のスケジュール（予定）

6月10日（木）：企画提案書の提出期限

6月下旬：委託契約の締結（事業開始）

（参考：受託者の範囲）

次に掲げる条件に該当しないもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者

- ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 鹿児島県との契約等において次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる者でその者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないとされた者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオにより一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営

を実質的に支配している者（以下「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者

(3) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正または再生手続を行っている者。また、経営状況が著しく不健全である者

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

(5) 県税を滞納している者